

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和8年4月6日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和8年4月6日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行  
6番 白木 悟  
7番 岡村 なつ枝  
8番 岡村 昇  
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

2番 伊藤 忠司  
3番 糠 己紀男  
4番 横井 善彦  
5番 花井 一好

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久  
伊藤 正人  
加藤 英二  
伊藤 正樹  
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳  
事務員 三宅 真也

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 買受適格証明願について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は伊藤忠司委員、糰己紀男委員、横井善彦委員、花井一好委員の4名です。

よって出席委員は、農業委5名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、中山事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、中山事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席の農業委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、白木悟委員、岡村なつ枝委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 買受適格証明願について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

以上の3件を上程致します。

只今上程した内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページをご覧ください。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転 1 件です。

3-4 番については、■■■■筆の ■■■■㎡の所有権移転です。

本件につきましては、別で配布致しました「令和8年4月6日開催農業委員会農

地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。右肩に議案第1号と記載のある資料です。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、3-4番のところに利用状況を記載しております。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。(2)には機械の所有状況等を記載しております。

次に(3)農作業に従事する者ですが、受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

こちらも3-4番の従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の4ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、支障等はないとしています。

また、資料の5ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおり地域の取決めや防除基準に従うとしています。

以上3-4番の申請につきましても、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号 買受適格証明願について」説明致します。

内容説明の前に、今回初めての案件になりますので制度の説明をさせていただきます。買受適格証明とは、農地が競売や公売にかかっている場合、その方が農地法の許可要件を満たす適格者であるかをあらかじめ農業委員会が確認し証明するものです。なお、買受適格者であるか否かについては、農地法の許可申請と同じで、農地法の許可の手続きに準じて行うことになっています。今回は農地法第

3条となりますので、その方が農地法第3条の許可を受けることが出来る方かどうかを判断していただき、買受適格証明を交付します。この買受適格証明書の交付は、農地法の許可ではないので、競売の結果、最高価買受申出人となった場合は、改めて農地法第3条の許可申請をすることになりますが、事務処理の迅速化を図るため、国の通知により、今回の総会で既に実質的な判断が済んでいることから、今回の証明願いと提出された許可申請書の事業内容に変更がなければ、改めて総会へ諮ることなく農地法第3条に基づく許可をすることについて承認するのか、あわせて審議をお願いするものです。

それでは議案の内容についてご説明いたします。本件につきましては、2件の証明願でございます。

本件につきましては、別で配布致しました「令和8年4月6日開催農業委員会買受適格証明願に係る資料」をご覧ください。右肩に議案第2号と記載のある資料です。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、2番と2ページの3番にそれぞれの利用状況を記載しております。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積、(2)には機械の所有状況等をそれぞれ記載しております。

次に3ページの(3)農作業に従事する者ですが、それぞれの受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

こちらも2番、3番の従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の5ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。それぞれ記載のとおり、支障等はないとしています。

また、資料の6ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおり地域の取決めや防除基準に従うとしています。

以上 2 番及び 3 番の証明願につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて事項書に戻って頂いて4ページをご覧下さい。「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。本件につきましては、4-1 の 1 件です。賃貸借内容、各土地の所在等につきましては 4 ページに記載のとおりでございます。内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件に照らし合わせたところ、特に問題のないものと判断しております。公告予定日は 5 月 29 日です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩(きゅうけい)とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[ 休会 午後 7 時 15 分 ]

( 申請書回覧 )

議 長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[ 開会 午後 7 時 28 分 ]

議 長 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の「3-4」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見を願ひいたします。

伊藤恒久委員 問題ないです。

議 長 次に農業委員の岡村 昇委員のご意見を願ひいたします。

岡村昇委員 特に問題ありません。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願ひします。

( 特になし )

- 議 長            それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 買受適格証明願について」の「2 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見をお願いします。
- 伊藤恒久委員    特にありません。
- 議 長            次に農業委員の「水谷正行委員」のご意見をお願いします。
- 水谷正行委員    問題ないと思います。
- 議 長            他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- 水谷正行委員    今回は2件の提出だったが、今後も提出の可能性はあるのか。
- 事務局           競売の入札期間までに買受適格証明を受ける必要があるので、当該案件の場合、5月の総会案件として提出される可能性はあります。
- 議 長            それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見をお願いします。
- 伊藤恒久委員    問題ないと思います。
- 議 長            次に外平喜地区農業委員の「岡村 昇委員」のご意見をお願いします。
- 岡村昇委員      問題ないと思います。
- 議 長            次に見入地区農業委員の「水谷正行委員」のご意見をお願いします。
- 水谷正行委員    問題ありません。
- 議 長            他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- ( 特になし )
- 議 長            それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」につきまして、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-4」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3-4」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「議案第2号 買受適格証明願について」の「2 番」について適格者であることを証明し、最高価買受申出人となった場合には、今回の証明願いと提出された許可申請書の事業内容に変更がなければ、改めて総会へ諮ることなく農地法第3条に基づく許可をすることについて承認することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「2 番」については原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、「3 番」について適格者であることを証明し、最高価買受申出人となった場合には、今回の証明願いと提出された許可申請書の事業内容に変更がなければ、改めて総会へ諮ることなく農地法第3条に基づく許可をすることについて承認することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3 番」については原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することに賛成の方は挙手願います。



議 長 次に農業委員の「伊藤忠司委員」が欠席ですので事務局お願いします。

事務局 意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。特になしと記載されています。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、報告事項についてはこれで終わります。

会 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。  
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。  
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。  
(午後 7 時 38 分 閉会)

会 長 次に、その他事項について事務局から説明をいただきます。

事務局 特にありません。

会 長 それでは、次回開催日ですが、県申請書締切の都合等により 5 月 7 日(木)午後 7 時、現地確認は午後 5 時で予定致しますので、よろしく願います。  
その他の事項についても、ご意見はございませんか。

会 長 その他特にご意見もないようですので、その他につきましても協議を終了させていただきます。  
それでは、これをもちまして、農業委員会総会を散会させていただきます。  
長時間にわたりありがとうございました。  
(午後 7 時 40 分 散会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和8年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員